

稲城市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年11月 策定

令和8年6月 改定

稲城市

目 次

はじめに	1
第1部 基本的な方針	
第1章 計画の基本的な考え方	2
第2章 対策の目的等	4
第2部 市の対策	
第1章 新型インフルエンザ等に対応する市の実施体制	16
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	
第1章 実施体制	22
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	26
第3章 まん延防止	31
第4章 ワクチン	36
第5章 医療	48
第6章 検査	51
第7章 保健	53
第8章 物資	55
第9章 住民の生活及び地域経済の安定の確保	56
【用語解説】	60

はじめに

【稲城市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的】

令和2（2020）年1月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、人々の生命及び健康が脅かされ、経済や暮らしなど社会全般に重大な影響をもたらされた。この未曾有の感染症危機において、稲城市（以下「市」という。）は、国・東京都（以下「都」という。）・近隣市等と連携し、専門家の知見も活用しながら効果的な対策を講ずるとともに、市民・事業者・医療従事者等の尽力により、一丸となって幾度も感染の波を乗り越えてきた。

今般の稲城市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）の改定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）をはじめとする法改正等に的確に対応するとともに、新型コロナとの闘いで積み重ねた知見や経験を踏まえ、いつ現れるとも知れない新たな感染症にも揺るがない強じん度で持続可能な都市の実現を目指すものである。

本行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

【行動計画の改定概要】

市では、都の行動計画やガイドラインを踏まえ、平成22年3月に「稲城市新型インフルエンザ対策行動計画（BCP）」を、平成22年7月に「稲城市新型インフルエンザ対策業務継続計画（以下「市業務継続計画」という）」を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。

平成25年4月に特措法の施行により、東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「都行動計画」という。）に基づいた市区町村行動計画の策定が義務付けられたことを踏まえ、新型インフルエンザ等対策に関する基本方針及び、市が実施する措置等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す計画として、平成26年11月に、特措法第8条に基づき新たな行動計画を作成した。

今般、令和6年7月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が、また、令和7年5月に都行動計画が抜本改定となったことを受け、市においても、行動計画の抜本改定を行うものである。

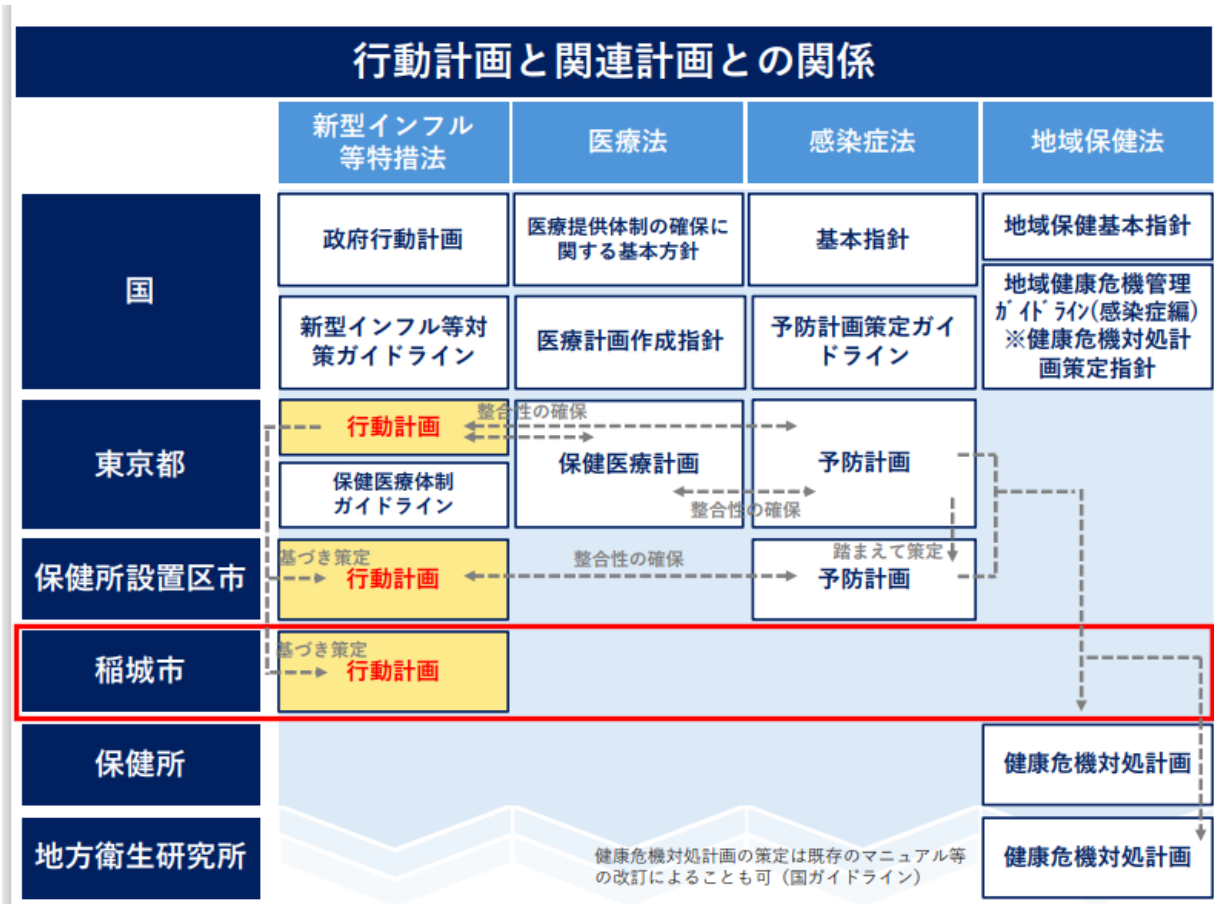
対策項目について、政府行動計画及び都行動計画が拡充したことに合わせ6項目から9項目に拡充するとともに、政府行動計画及び都行動計画の発生段階を踏まえ、稲城市においても3期（準備期、初動期及び対応期）に分類することで、記載内容の充実を図る。

第1部 基本的な方針

第1章 計画の基本的な考え方

1 根拠

本行動計画は、特措法第8条の規定に基づき、策定する計画である。



2 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

ア 感染症法（※）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症

イ 感染症法第6条第8項に規定する指定感染症

当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延の恐れがあるもの

ウ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症

全国的に急速なまん延のおそれがあるもの

（※）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

3 計画の基本的考え方

- (1) 政府行動計画及び都行動計画に基づき、市における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する対策を示すとともに、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性の強弱等の様々な状況下で対応ができるよう、対策の選択肢を示す。
- (2) 国、都、市、医療機関、指定（地方）公共機関、事業者及び市民の役割を示し、市や事業者の新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるようにする。
- (3) 市の地理的な特徴や、医療提供体制の状況等も考慮しつつ、各種対策を総合的、効果的に組み合わせてバランスの取れた対策を目指す。
- (4) 新型インフルエンザ等への対策と併せ、新型コロナ対応で積み重ねた知見・経験を、関係機関や市民等とも共有し、今後発生し得る未知なる感染症の危機に備える。

4 計画の推進

本行動計画には、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れていく。

また、新型インフルエンザ等の発生に備え、市や関係機関、市民等について、平時から教育・訓練・啓発の実施などを通して対応能力を高めるとともに、機動的に計画を検証し、必要に応じて修正を行っていくこととする。

5 計画の改定

本行動計画の改定に当たっては、学識経験者（市医師会や保健所の代表等）からの意見を聴き、行うこととする。

第2章 対策の目的等

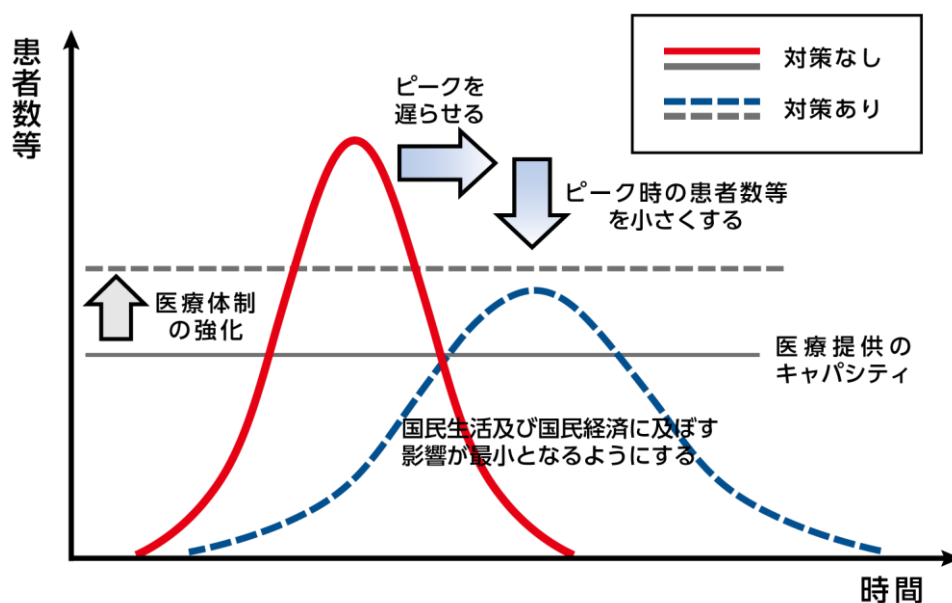
第1節 対策の目的

新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

1 感染拡大の抑制、市民の生命及び健康の保護

- (1) 医療提供体制の整備や治療薬・ワクチン製造等のための時間を確保するため、感染拡大の速度を抑えて、流行のピークを遅らせる。
- (2) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- (3) 都及び市医師会並びに医療機関等との連携により、適切な医療提供に努め、重症者数や死亡者数を減らす。

<対策の概念図>



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

2 市民生活及び市民経済に及ぼす影響の最小化

- (1) 市業務継続計画の作成や実施等により、市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。
- (2) 適切な感染対策等により、職員の欠勤者等の数を減らす。
- (3) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置に伴う市民生活及び市民経済への影響を軽減する。

第2節 対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針又は本行動計画に基づき、国、都・近隣市区町村等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。

この場合において、次の点に留意する。

1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の(1)から(4)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とする。

- (1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理
将来に起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。
- (2) 迅速な初動の体制整備
初動対応については、未知の感染症や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。
- (3) 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた点検や改善
感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、訓練の実施等を通じて、平時の備えについて点検や改善を行う。
- (4) 医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーション等の備え
感染症法や医療法(※)等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実をはじめ、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

(※) 医療法(昭和23年法律第205号)

2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

感染拡大防止対策に当たっては、社会経済活動とのバランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び市民経済への影響を軽減させるとともに、市民が身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。

このため、以下の(1)から(5)までの取組により、感染状況等に応じ感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(1) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等の情報を収集し、可能な限り科学的な根拠に基づき対応する。

(2) 医療提供体制と市民生活及び市民経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、各段階における医療提供体制で対応できるレベルに感染規模を収めるべく、感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。医療提供体制レベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や市民経済等に与える影響にも十分留意する。

(3) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

(4) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、感染状況等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

(5) 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ、様々な場面を活用して普及させ、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。国や都の情報等から可能な限り科学的根拠に基づいた情報を分かりやすく発信し、説明することで、市民等が適切な判断や行動をとれるようにする。

3 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施にあたって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対してその意義や必要性等を十分説明

し、理解を得るよう努力する。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人権の保護や士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より大きな影響を受ける可能性がある社会的弱者への配慮について留意するなど、感染症危機においても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

5 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

6 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、発災時には、市は、都と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化を速やかに行う。

7 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、これを公表する。

第3節 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済活動への影響を最小限にするためには、国、都、市、医療機関、事業者、市民等が互いに協力してそれぞれの役割を果たし、一丸となって感染拡大防止に努めるとともに、市民生活及び市民経済を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もがかり患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

1 国

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は世界保健機関（WHO）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

2 都

都は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応とが求められる。

都は、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備するほか、民間検査機関又は医療機関等と検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の実施体制並びに保健所の対応能力の確保について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組において、都は、特別区及び保健所を設置する市、感染症指定医療機関、東京都医師会等の関係団体等で構成される東京都感染症対策連携協議会等を通じ、予防計

画や医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

3 市

市は、市民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、必要に応じて自宅療養を行う市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時における高齢者や障害者等の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。

対策の実施に当たっては、都や近隣市（特に南多摩保健所管内の日野市と多摩市）及び関係機関と連携して的確かつ迅速に実施し、市内の関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

4 医療機関

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、医療機関業務継続計画の策定及び地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、都からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣の検討を行う。

5 指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法（第3条第5項）に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

6 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める（特措法

第4条第3項)。

7 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる(特措法第4条第1項及び第2項)ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

8 市民

市民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、感染症の流行状況等を踏まえ、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

さらに、新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第4節 発生段階等の考え方

1 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生の状況に応じて講ずべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、政府行動計画及び都行動計画と同様に、予防や準備等の事前準備の部分(準備期)と発生後の対応のための部分(初動期及び対応期)とに大きく分けた構成とする。

2 各段階の概要

(1) 準備期

新型インフルエンザ等の発生前の段階では、水際対策の実施体制の構築、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、市民に対する啓発や市業務継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、訓練の実施等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。

(2) 初動期 (A)

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

(3) 対応期 (B、C-1、C-2、D)

- ・ 封じ込めを念頭に対応する時期 (B)
- ・ 病原体の性状等に応じて対応する時期 (C-1)
- ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 (C-2)
- ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 (D)

< 発生段階及び各段階の概要 >

段階	区分	区分の説明	概要
準備期	—	発生前の段階	水際対策の実施体制の構築、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発と供給体制の整備、市民に対する啓発や市業務継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、訓練の実施等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
初動期	A	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染拡大のスピードをできるだけ抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
対応期	B	封じ込めを念頭に対応する時期	政府対策本部の設置後、新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。
	C-1	病原体の性状等に応じて対応する時期	感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により、明らかになる病原体の性状等を踏まえ、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	C-2	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異によ

		り対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する)。
D	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

第5節 対策項目

1 主な対策項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の二つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の9項目を行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 医療
- ⑥ 検査
- ⑦ 保健
- ⑧ 物資
- ⑨ 市民生活及び市民経済の安定の確保

2 対策項目ごとの基本理念と目標

主な対策項目である9項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す①から⑨までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

① 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康、市民生活及び市民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、医療従事者や市民・事業者の協力の下、国や都、南多摩保健所、近隣市とも連携し、実効的な対策を講じていくことが重要である。そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。

その際、南多摩保健所、医療機関、稲城市医師会、南多摩薬剤師会、八南歯科医師会等から医療現場の状況を踏まえた助言等を得ながら、効果的に対策を推進する。

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

③ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び市民経済への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつながることを重要である。特に、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の視点から実施するまん延防止対策は非常に重要な施策である。

一方で、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

④ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。市及び都は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、国において、我が国における開発・生産はもとより、外国からの輸入、外国で開発された製品を国内で生産する等全ての手段を通じて、安全で有効なワクチンの迅速な供給を行うとともに、市及び都においても、接種に当たっては、本計画及び都行動計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

⑤ 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、かつ人々の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療提供体制の確保は健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送るという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

感染症危機において、感染症医療及び通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続するために、都及び市医師会並びに医療機関等との連携により、適切な医療提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。

⑥ 検査

新型インフルエンザ等の発生時における検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。

また、検査の適切な実施は、まん延防止対策の適切な検討及び実施や、柔軟かつ機動的な対策の切替えのためにも重要である。さらに、検査が必要な者が必要なときに迅速に検査を受けることができることは、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめることや、感染拡大防止と社会経済活動の両立にも寄与し得る。このため、新型インフルエンザ等の発生時に必要な検査が円滑に実施される必要があり、都及び市医師会等並びに医療機関等と調整し、検査の拡充等の体制を迅速に整備することが重要である。また、状況の変化に合わせて、検査実施の方針を適時かつ柔軟に変更し、検査体制を見通していくことが重要である。

⑦ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なることから、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。そのため市は、都が収集・分析した感染症にかかる情報を南多摩保健所から得るとともに、関係者とも共有し、感染症の発生状況と対策に係る共通理解を形成する。

⑧ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。このため、感染症対策物資等が医療機関をはじめとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

市においても、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症対策物資等の需給状況の把握を行い、不足が懸念される場合等には、医療機関等で必要な感染症対策物資等が確保

されるよう取り組む。

⑨ 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び市民経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

また、市民生活及び市民経済の安定の確保に必要な対策や支援を行う。事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第2部 市の対策

第1章 新型インフルエンザ等に対応する市の実施体制

平時には、必要に応じて全庁的な「稲城市新型インフルエンザ等連絡会議」（以下「市連絡会議」という。）を設置し、事前準備の進捗の確認、関係部局間等の連携確保等を行う。なお、危機管理部門である総務部、保健医療部門である福祉部及び稲城市立病院（以下「市立病院」という。）、消防救急部門である消防本部は、発生時において速やかに円滑な連携が行えるよう、平時より緊密な情報連携を行う。

なお、新型インフルエンザ等の発生時にあたっては、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われていない場合であっても、初動体制として、市長の判断により稲城市危機管理ガイドラインに基づく「稲城市新型インフルエンザ等危機管理対策本部」（以下「市危機管理対策本部」という。）を設置し、情報の共有を図るとともに、関係部署に対し必要な対策を講じるよう指示する。

特措法に基づく政府による新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われたときは、市において、直ちに「稲城市新型インフルエンザ等対策本部」（以下「市対策本部」という。）を設置することとされていることから、市対策本部について特措法で定められたもののほか必要な事項を稲城市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成26年稲城市条例第1号）及び稲城市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（平成26年稲城市規則第35号）の制定により、全庁をあげた実施体制を整備している。

この条例に基づき、市対策本部は、都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

また、市対策本部長は、都対策本部長に対して、必要に応じ新型インフルエンザ等への対策に関する総合調整を行うように要請する。

(1) 市連絡会議の構成

組織及び職員

- ・以下の構成員により、事前準備の進捗確認、関係部局間等の連携確保等を行う。
- ・危機管理部門（総務部）
- ・保健医療部門（福祉部・稲城市立病院）
- ・消防救急部門（消防本部）

(2) 市危機管理対策本部の構成

組織及び職員

- ・本部長は市長をもって充て、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
- ・副本部長は副市長、教育長及び政策監をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

- ・ 本部員は、病院事業管理者、全部長職（市立病院は事務長のみ）、財政課長、秘書広報課長、総務契約課長、健康課長、警防課長、防災課長、市立病院管理課長をもって充てる。
- ・ 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができ、市長が任命する。

(3) 市対策本部の構成

組織及び職員

- ・ 本部長は市長をもって充て、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
- ・ 副本部長は副市長、教育長及び政策監をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- ・ 本部員は、病院事業管理者、全部長職（市立病院は事務長のみ）、財政課長、秘書広報課長、総務契約課長、健康課長、警防課長、防災課長、市立病院管理課長をもって充てる。
- ・ 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができ、市長が任命する。
- ・ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく「市対策本部」を廃止する（特措法第37条の規定により読み替えて準用する第25条）。また、必要に応じて、「市危機管理対策本部」に切り替え、事態の収束をもって廃止する。



▲ 市対策本部（新型コロナウイルス感染症発生時）

<新型インフルエンザ等対策における危機管理体制>



各部の分掌事務（稲城市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則を基に作成）

部の名称	分掌	摘要
総務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部の運営に関する事。 2 都（水道局を含む。）及び関係機関との連絡調整に関する事。 3 情報等の収集、提供及び記録に関する事。 4 相談体制の整備、調整及び運営に関する事。 5 社会活動及び事業活動の自粛の要請又は指示に関する事。 6 本庁舎の入庁管理に関する事。 7 職員の感染予防等に関する事。 8 職員の予防接種（特定接種に限る。）の実施に関する事。 9 職員の動員及び給与に関する事。 10 資源の使用抑制に関する事。 11 消防救急部門（消防本部）及び保健医療部門（福祉部、市立病院）との連絡調整に関する事。 12 新型インフルエンザ等の対策の総合調整に関する事。 	総務契約課 人事課 文書法制課 財産管理課 選挙管理委員会事務局 監査事務局
企画部	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等の対策に係る予算その他財務に関する事。 2 在日米軍との連絡調整に関する事。 3 新型インフルエンザ等の対策等に必要現金及び物品の出納及び保管に関する事。 4 支払資金の把握及び確保に関する事。 5 報道機関との連絡に関する事。 6 基盤システムの維持に関する事。 7 他の部への応援に関する事。 	企画政策課 財政課 秘書広報課 ICT推進課 会計課
市民部	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民の安否情報の整理及び記録に関する事。 2 遺体の取扱い及び埋火葬に関する事。 3 他の部への応援に関する事。 	市民課 保険年金課 課税課 収納課
産業文化スポーツ部	<ol style="list-style-type: none"> 1 食料及び生活必需品の安定供給等消費生活対策に関する事。 2 中小企業、農業団体等との対策に関する事。 3 家畜伝染病のまん延防止に関する事。 4 他の部への応援に関する事。 	市民協働課 経済課 観光課 スポーツ推進課 農業委員会事務局

福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等の発生状況の情報収集及び対応方針に関すること（保健医療分野に限る。）。 2 感染予防策の広報に関すること（保健医療分野に限る。）。 3 保健医療分野における市民、医療機関等からの相談に関すること。 4 住民接種の実施に関すること。 5 衛生材料等の確保に関すること。 6 都等との連絡調整（保健医療分野に限る。）に関すること。 7 市医師会等との連絡調整に関すること。 8 社会福祉団体等との連絡及び協力に関すること。 9 危機管理部門（総務部）、保健医療部門（市立病院）及び消防救急部門（消防本部）との連絡調整に関すること。 10 高齢者、障害者等の支援に関すること。 11 前各号に掲げるもののほか、保健衛生及び医療に関すること。 12 他の部への応援に関すること。 	生活福祉課 高齢福祉課 障害福祉課 健康課
子ども福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健医療分野における市民等からの相談に関すること。 2 他の部への応援に関すること。 	児童青少年課 子育て支援課 子ども家庭支援センター課 おやこ包括支援センター課
都市建設部	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事期間中のまん延防止対策に関すること。 2 交通事業者との連絡調整に関すること。 3 救助物資の輸送に関すること。 4 他の部への応援に関すること。 	まちづくり計画課 まちづくり再生課 土木課 建築保全課 管理課
都市環境整備部	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみの排出抑制に関すること。 2 ごみ処理及びし尿収集に関すること。 3 公園の維持管理に関すること。 4 下水道機能の維持に関すること。 5 救助物資の輸送に関すること。 6 他の部への応援に関すること。 	緑と環境課 生活環境課 区画整理課 下水道課
市立病院	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療に関すること。 	市立病院

	<ul style="list-style-type: none"> 2 医療器具及び医療品の確保に関すること。 3 危機管理部門（総務部）、保健医療部門（福祉部）及び消防救急部門（消防本部）との連絡調整に関すること。 	
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 1 市議会との連絡調整に関すること。 2 他の部への応援に関すること。 	議会事務局
教育部	<ul style="list-style-type: none"> 1 市立学校の感染予防等に関すること。 2 都教育委員会との連携に関すること。 3 教育課程の編成の維持に関すること。 4 他の部への応援に関すること 	教育総務課 学務課 生涯学習課 学校給食課 図書館課 教育企画課
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> 1 対策本部の庶務に関すること。 2 消火、救急、救助その他災害に係る活動の維持に関すること。 3 患者の移送等に関すること。 4 感染防止資機材等の確保に関すること。 5 危機管理部門（総務部）及び保健医療部門（福祉部、市立病院）との連絡調整に関すること。 6 国、都等との連絡調整（防災分野に限る。）に関すること。 7 他の部への応援に関すること。 	消防総務課 警防課 予防課 防災課

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目 の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

1-1 訓練の実施

市及び市立病院は、政府行動計画及び都行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた訓練を実施する。【総務部・福祉部・市立病院】

市立病院は、平時からの一般市民の感染対策意識と、感染対策教育・研修の準備を行う。【市立病院】

1-2 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 市は、市行動計画を作成・変更する。市は、その際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。また、広域的な観点から、南多摩保健所及び近隣市との調整を図り策定するものとする。【総務部・福祉部・市立病院】
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、市業務継続計画を作成・変更する。【企画部】
- ③ 市は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、危機管理部門・保健医療部門・消防救急部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。【総務部・福祉部・消防本部・市立病院】
- ④ 市は、南多摩保健所と連携し、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の研修を行う。【総務部・福祉部】
- ⑤ 消防本部は、新型インフルエンザ等の発生時において、出場する隊員の感染を防止するためのマニュアルを作成する。【消防本部】

1-3 国及び地方公共団体等の連携の強化

- ① 市区町村、国、都、南多摩保健所、及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。【総務部・福祉部】
- ② 市区町村、国、都及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の関係団体と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。【福祉部】

第2節 初動期

2-1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合や、都が都対策本部を設置した場合において、市は、必要に応じて、市危機管理対策本部を設置、開催し、危機情報の連絡及び共有を行うとともに、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。【総務部】
- ② 市は、必要に応じて、第1節（準備期）1-2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進めると同時に、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。【総務部】
- ③ 市立病院は、発熱患者と一般患者を分けるためのゾーニングを実施し、通常診療との両立を図る。【市立病院】



▲【市立病院】新型コロナウイルス感染症発生当時の一般外来診療を継続するための発熱外来の設置（例）

2-2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。【企画部】

2-3 国及び地方公共団体等の連携の強化

市は、市の対応について国、都、南多摩保健所、及び指定（地方）公共機関、医療機関等に迅速かつ的確に情報提供・共有し、今後の対応について関係機関と緊密に連携していく。【総務部・福祉部】

第3節 対応期

3-1 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、都及び南多摩保健所と連携し、市内の感染状況について、収集した情報やリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。また、必要な人員体制を配置し、速やかに担当課長、係長、係員等を配置する。【総務部】
- ② 市は、新型インフルエンザ等のまん延により、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、都に対し特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行（※1 特措法第26条の2第1項）を要請する。【総務部・福祉部】
- ③ 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市区町村又は都に対して応援を求める（※2 特措法第26条の3第2項及び第26条の4）。【総務部・福祉部】
- ④ 市は、市の区域を越える、又は発生地域全体に関わる新型インフルエンザ等対策を実施する必要があると認めるときは、都に対し総合調整を行うよう要請する。【総務部】
- ⑤ 市立病院は、院長を本部長とし、指揮命令系統を確立する。また、発熱外来で人的配置不足による業務の停滞を防ぎ、通常診療との両立を図るため、市役所職員の派遣により、土日や夜間の補助体制を強化し、爆発的に感染者が増え、患者が集中した場合にも対応可能な応援体制を構築する。【市立病院】

3-1-2 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保（特措法第70条の2第1項）し、必要な対策を実施する。【企画部】

3-2 緊急事態措置の検討等

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する（特措法第34条第1項）。また、市は、市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う（特措法第36条第1項）。【総務部】

3-3 緊急事態措置体制時の議会運営に関する対応

市対策本部が、対応策を最優先で進められるよう、議会は、議会進行に際して柔軟な対応を行う。また、本会議・委員会運営にあたっては、議長等を中心に効率的な運営に努める。【議会事務局】

3-4 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する（特措法第37条の規定により読み替えて準用する第25条）。また、必要に応じて、市危機管理対策本部に切り替え、事態の収束をもって廃止する。【総務部】

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

1 新型インフルエンザ等の発生前における国民等への情報提供・共有

1-1-1 市における感染予防策の情報提供・共有

- ① 市は、重要な役割である情報提供・共有、リスクコミュニケーションに際し、国の新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」第1章及び第2章に掲げられた国の取組に関する留意事項等を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明を行う。【企画部・総務部・福祉部・子ども福祉部】
- ② 市は、都及び南多摩保健所と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、準備期から市民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、市による情報提供・共有について、有用な情報源として市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、コールセンター等の設置準備をはじめ、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。【企画部・総務部・福祉部・子ども福祉部】
- ③ 市は、学校教育の現場をはじめ、子どもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。そのため、リーフレット、市ウェブサイト、SNS等により、新型インフルエンザ等の感染予防策を周知し、発生した場合は、市や都からの情報に基づき医療機関を受診するよう、感染拡大防止策の普及啓発を図る。【教育部】
- ④ 市立病院は、市民向けに正しい感染対策の情報提供を行う。【市立病院】

【情報提供・共有の形態及び方法】

形態	方法
A 直接的な提供・共有	記者会見・ブリーフィング
	市ウェブサイト
	リーフレット、パンフレット、ポスター
	SNS（文字ベースのもの）
	SNS（動画ベースのもの）
B メディア等を通じた広告、提供・共有	新聞等広告
	回覧板、掲示板、タウン誌その他の地域独自の媒体
C 間接的な提供・共有	行政連絡員や民生委員等を通じた情報提供・共有
	防災行政無線

※参考：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン）

1-1-2 市と都の間における感染状況等の情報提供・共有

市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して都から協力を求められることがある。

また、市は、必要に応じて自宅療養を行う市民への生活支援の実施を検討し、実施する場合には、必要な情報を都及び南多摩保健所と共有する。

こうしたことを踏まえ、市長は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など都知事が必要と認める情報の提供を受けることがあるとされている。有事における円滑な連携のため、当該情報連携について市と都の行動計画等で位置付けるとともに、具体的な手順をあらかじめ両者で必要に応じて検討し、都及び南多摩保健所における協力体制を取っておく（感染状況等に係る都道府県と市町村の間の情報共有及び自宅・宿泊療養者等への対応に係る事例について（令和5年6月19日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）参照）。【福祉部】

1-2 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、新型インフルエンザ等についての正しい知識等基本的な情報と、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の標準的な予防策について周知し、新型インフルエンザ等の発生時に混乱のないよう普及啓発を行う。

また、各発生段階に対応した適切な内容を伝えるため情報提供体制を構築する。その体制構築の一つとして、国から要請があった場合に市は、コールセンター等を設置する準備を進める。【総務部・福祉部】

1-3 感染者に関する情報提供

市は、感染者が発生した場合の公表の考え方について、整理を行う。【総務部】

第2節 初動期

2 情報提供・共有について

2-1-1 市における情報提供・共有

① 市は、感染症の発生状況及び感染対策等について、市ウェブサイトへの掲載等により情報提供・共有を行う。その際、市は、市が伝えたい情報等を市民等と正しく共有できるよう、分かりやすいメッセージを発信する。【総務部・福祉部】

② その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッ

セージを発出するよう努め、感染症に関して科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報に気を付けるよう情報発信に努める。【総務部・福祉部】

- ③ 市は、市民等が必要な情報を入手できるよう、南多摩保健所等と連携し、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。【企画部・総務部・福祉部・産業文化スポーツ部】
- ④ 市は、学校や社会福祉施設等へ情報提供・共有する。【福祉部・子ども福祉部・教育部】
- ⑤ 市は、国から示される新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等に基づき、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。また、感染者に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなることなど、正確な知識等が情報の受手に適切に伝わるよう留意しながら情報を伝える。【総務部・福祉部】
- ⑥ 市は、外国人向けを含め、市ウェブサイトを通じて広報を行う。【企画部・総務部・福祉部・産業文化スポーツ部】
- ⑦ 医療機関において、マイナンバー等の情報を活用したデータ処理等の効率化を図る。【市立病院】



▲ 感染対策に関する情報提供（例）

2-1-2 市と都の間における感染状況等の情報提供・共有

市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して都から協力を求められることがある。

また、市は、必要に応じて自宅療養等を行う市民への生活支援の実施を検討し、実施する場合には、必要な情報を都及び南多摩保健所と共有する。【福祉部・子ども福祉部】

2-2 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市は、国から提供されたQ&Aを市ウェブサイト等へ掲載するとともに、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。【総務部・福祉部】
- ② 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、コールセンター等に寄せられた意見等の把握、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。【総務部・福祉部】

第3節 対応期

3 情報提供・共有について

3-1-1 市における情報提供・共有

- ① 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、その時点で把握している科学的知見等に基づき、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。また、患者や医療従事者及びそれらの家族等関係者への偏見をなくすため、適切な情報発信を促す。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発及び感染症に関して科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報に気を付けるよう情報発信を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。【総務部・福祉部】
- ② 市は、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。【企画部・総務部・福祉部・産業文化スポーツ部】
- ③ 市は、引き続き学校や社会福祉施設等へ情報提供・共有する。【福祉部・子ども福祉部・教育部】
- ④ 市は、引き続き国から示される新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等に基づき、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。また、感染者に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなることなど、正確な知識等が情報の受手に適切に伝わるよう留意しながら情報を伝える。【総務部・福祉部】

3-1-2 市と都の間における感染状況等の情報提供・共有

市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して都から協力を求められることがある。

また、市は、必要に応じて自宅療養等を行う市民への生活支援を行う。そのため、必要な情報を都及び南多摩保健所と共有する。【福祉部・子ども福祉部】

3-2 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市は、国から提供されたQ&Aを市ウェブサイトへ掲載するとともに、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続して運営する。【総務部・福祉部】
- ② 感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、市は、一方向の情報提供だけでなく、コールセンター等に寄せられた意見等の把握、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。【総務部・福祉部】

第3章 まん延防止

第1節 準備期

1-1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

市は、国から発信される情報を基に換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、都が設置する相談センター等に連絡し相談することや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応について、平時から理解促進を図る。【福祉部】

第2節 初動期

2-1 国内でのまん延防止対策の準備

市は、国からの要請を受けて、市業務継続計画に基づく対応の準備を行う。【企画部】
また、以下のことを行う。

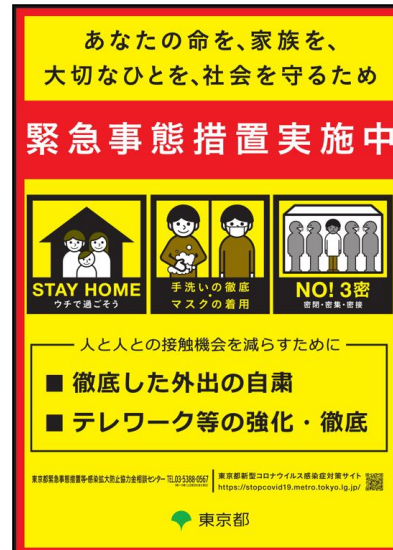
- ① 市は、本行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。

その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命及び健康を保護するためには市民一人一人の感染対策への協力が重要であることについて、理解促進を図る。【企画部・総務部・福祉部】

- ② 市、学校等は、市民に対して、市医師会といった医療関係団体等と連携しながら、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の正確な知識普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、都が設置する相談センターや居住地を管轄する保健所等に連絡し相談することや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、理解促進を図る。【企画部・総務部・福祉部・教育部】

- ③ 市は、国からのまん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態（特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態をいう。以下同じ。）における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や、施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。【総務部・福祉部・産業文化スポーツ部】



▲ まん延防止対策への理解促進（例）

2-2 庁舎内におけるまん延防止対策

- ① 市は、まん延防止のため、市が主催する会議や事業等について、必要に応じ、招集せずとも対応可能な環境整備を図る。【企画部】
- ② 市は、市庁舎内において、必要に応じて以下の感染防止対策を行う。【総務部】
 - a 東西玄関や各課窓口、4階エレベーターホール、トイレ等に手指消毒用のアルコール消毒液を設置する。
 - b アルコールや次亜塩素酸ナトリウム等の消毒液で窓口や来庁者が使用するカウンター、記載台、机、椅子、筆記用具のほか、直接手に触れるエレベーターの操作盤、玄関扉取手、階段の手すり等について、定期的に消毒を行う。
 - c 庁舎内で感染者が発生した場合は使用していた机や椅子、周辺の消毒を徹底する。
 - d 窓口等対面する場所や事務機の周りにパーテーションを設置する。
 - e 人と人の距離を確保するため、1階の記載台やソファ、椅子等の位置を変更し、各階廊下にあるソファ等の長椅子について、隣り合って座らないよう利用制限を行う。
 - f 喫煙所の閉鎖を行う。
 - g 定期的に窓を開ける等、庁舎内の換気を行う。
 - h 西側玄関等にサーマルカメラを設置し、検温により発熱者の立ち入りを抑制する。



▲ サーマルカメラ

- ③ 市は、申請手続きにおいて、来庁せずに手続きを完結させる環境を整える。【総務部】
- ④ 消防本部は、正面玄関に非接触型検温器を設置し、検温により発熱者の立ち入り制限を行う。【消防本部】
- ⑤ 市議会における行政視察等に関しては、受け入れ先の状況に配慮し場所や人数を限定して実施するほか、実施の有無を都度検討判断する。【議会事務局】

2-3 市発注工事におけるまん延防止対策

市は、契約受注者に対し、国の対応に倣い、工事の一時中止や工期の延長に関する意向確認書の提出を依頼し、希望があった場合には、契約変更等の手続きを行う。【総務部・都市建設部】

第3節 対応期

3-1 まん延防止対策の内容

まん延防止対策としては、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異の状況、市内の感染状況、医療提供体制への負荷の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講ずる。

なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、市民生活及び市民経済への影響も十分考慮する。【総務部・福祉部】

3-2 基本的な感染対策に係る要請等

市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混み等を避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を奨励し、必要に応じ、その徹底を要請する。【企画部・総務部・福祉部・産業文化スポーツ部・都市環境整備部・消防本部・関係各部】

【新型コロナウイルス感染症発生時における対応の具体例】

- ・感染拡大につながる場面の制限として、人と人との距離の確保、アクリル板やビニールシートなどによる飛沫感染防止、在宅勤務や時差出勤等を行った。
- ・内外での会議開催形式を、原則オンラインとし、移動や密集状況を回避した。
- ・感染拡大防止のため、ごみ袋を2重にして出していただくよう市民に案内した。
- ・感染拡大防止のため、粗大ごみ運び出しのサービスを停止した。

3-3 営業時間の変更や休業要請等

都が緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施

設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請を行った際は、市は必要に応じこれに協力する。**【総務部・産業文化スポーツ部・教育部・関係各部】**

【新型コロナウイルス感染症発生時における対応の具体例

（特措法第31条の8第1項、第24条第9項）】

- ・都の要請を受け、市公共施設の営業時間の短縮や停止（休業）を実施し、指定管理や委託により運営する事業者とは協議の上、申し出のあった場合に営業時間の短縮や停止（休業）を行った。

3-4 学校等における対応

- ① 新型インフルエンザ等の発生時には、「稲城市立学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理等ガイドライン」等に基づき、学校医や保健所と連携の下、感染拡大防止策を講ずる。**【教育部】**
- ② 新型インフルエンザ等の疑い又は患していると診断された児童・生徒への対応については、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒のマスク着用等の咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努める。**【教育部】**
- ③ 患者等の集団発生がみられた場合は、保健所に報告を行うとともに、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）などの措置を講ずる。**【福祉部・教育部】**
- ④ 同じ地域や地域内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講ずる。さらに、感染が拡大し、市内で流行した場合、感染症の発生状況や医療提供体制等を勘案し、必要に応じ、全ての市立学校の閉鎖について検討する。**【教育部】**

3-5 市立病院における対応

市立病院は、施設外発熱外来でのトリアージを行うとともに、正面玄関には自動検温器を設置するなど、一般患者との接触遮断を行う。また、面会制限を実施し、必要時はオンライン面会を導入する。なお、会計は後日振込とし、院内の特定場所以外の使用制限を実施する。**【市立病院】**



▲【市立病院】感染症対策の外来の設備整備（例）

3-6 その他の事業者に対する要請

- ① 市は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するよう都が要請した場合は、これに協力する。【総務部・産業文化スポーツ部・関係各部】
- ② 市は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう都が要請した場合は、これに協力する。【福祉部】

3-7 学級閉鎖・休校等の要請

市は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行うとともに、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう教育委員会等に要請する。【子ども福祉部・教育部】

3-8 封じ込めを念頭に対応する時期

市は、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護するため、必要な検査を実施し、人と人との接触機会を減らす等の対応により、封じ込めを念頭に対応策を講ずる。【総務部・福祉部】

第4章 ワクチン

第1節 準備期

1-1 ワクチンの接種に必要な資材

市は、以下の表1を参考に、予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。【福祉部】

表1 予防接種に必要な可能性のある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等 <input type="checkbox"/> 温度計

1-2 ワクチンの供給体制

市は、国や都から供給されるワクチンに応じ、接種会場への供給体制を構築できるよう、市医師会や医療機関等と連携し、接種開始に備える。実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワ

ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。【福祉部】

1-3-1 接種体制

市は、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制を構築できるよう平時から市医師会や医療機関と連携を図り、必要に応じ訓練を行う。【福祉部】

1-3-2 特定接種

市は、安定的な接種体制を確保するため、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員のワクチン接種が円滑に行えるよう、準備期から接種体制の構築を図ることが必要である。

このため、市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。【総務部・福祉部・消防本部・市立病院】

1-3-3 住民接種

平時から以下(1)から(3)までのとおり、迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。【福祉部】

- (1) 市は、国の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
 - a 市は、住民接種については、国及び都の協力を得ながら、希望する住民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、市医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。
 - i 接種対象者数
 - ii 地方公共団体の人員体制の確保
 - iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - iv 接種場所の確保（医療機関、文化センター、総合体育館等）及び運営方法の策定
 - v 接種に必要な資材等の確保
 - vi 国、都及び市区町村間や、市医師会等の関係団体への連絡体制の構築
 - vii 接種に関する住民への周知方法の策定
 - b 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。

また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を

受けられるよう、福祉部関係各課（高齢福祉課、障害福祉課、健康課）が、都の高齢福祉部局、障害福祉部局と衛生部局とそれぞれ連携し、これらの者への接種体制を検討すること。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H$

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

c 市は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定すること。

特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は、市医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得ることが望ましい。

d 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。

また、調製後のワクチンの保管については、室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。なお、医師及び看護師の配置については市が直接配置するほか、医療機関等と委託契約を締結し、当該医療機関等が運営を行うことも検討する。

- (2) 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
- (3) 市は、速やかに接種できるよう、市医師会等の医療関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

1-4 情報提供・共有

1-4-1 住民への対応

ワクチンの有効性等について、正しい情報を伝えるため、平時を含めた準備期から、市は定期の予防接種において、被接種者やその保護者（小児の場合）等に分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ&A等の提供など、双方向的な取組を進める。また、乳幼児健診等の機会に予防接種履歴を確認し、予防接種の重要性について保護者に情報提供を行う。【福祉部・子ども福祉部】

1-4-2 市における対応

市は、定期の予防接種の実施主体として、市医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種を実施し、健康被害の救済及び住民への情報提供等を引き続き行う。【福祉部】

1-4-3 衛生部局以外の分野との連携

健康課は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び衛生部局以外の分野、具体的には人事所管課、福祉部関係各課（高齢福祉課、障害福祉課・子ども福祉部各課）との連携及び協力が重要であり、その強化に努める必要がある。【総務部・福祉部・子ども福祉部】

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、健康課は、市教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を市教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める必要がある。【福祉部・教育部】

1-5 DXの推進

市は、市が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。

次に、市は接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付できるよう配慮する。

なお、市は予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。【企画部・福祉部】

第2節 初動期

2-1 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。【福祉部】

2-2 ワクチンの接種に必要な資材

市は、第4章第1節において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。【福祉部】

2-3-1 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する市は、市医師会等の協力を得て、その確保を図る。

また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて市医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。【総務部・福祉部・消防本部・市立病院】

2-3-2 住民接種

- ① 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとと

もに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

- ② 接種の準備に当たっては、健康課の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回ると見込まれるため、企画所管課・人事所管課等も関与した上で、担当課長を配置する等、必要な人員配置を全庁的に行う。
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、必要な人員数の想定、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。

予防接種の円滑な推進を図るためにも、都の保護施設担当部局及び福祉事務所、市の高齢福祉課及び障害福祉課と健康課が連携し行うこと（調整を要する施設等及びその被接種者数を高齢福祉課及び障害福祉課又は都の保護施設担当部局及び福祉事務所が中心に取りまとめ、接種に係る市医師会等の調整等は健康課が行うこと等）が考えられる。

なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は市医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- ⑤ 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、市医師会、近隣市区町村、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、文化センター、総合体育館など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。

また、市の接種の負担を軽減するため、国や都において大規模接種会場を設ける場合には市も活用する。

- ⑥ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、都の介護保険部局や市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- ⑦ 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。
- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定すること。

なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護

師等の医療従事者が望ましい。)、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することなどが考えられる。

- ⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ市医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行うこと。

また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、都、市医師会等の地域の医療関係者や消防本部の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防本部と共有することにより、適切な連携体制を確保すること。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、医療機関で実施する場合を除いて原則として全て市が準備する。

また、市が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、以下のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討すること。

表3 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】

<ul style="list-style-type: none"> ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 	<ul style="list-style-type: none"> □机 □椅子 □スクリーン □延長コード □冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 □ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 □耐冷手袋等 □温度計
---	--

- ⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の基準を遵守すること。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談すること。
- ⑪ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮すること。
- また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行うこと。【総務部・福祉部】

【新型コロナウイルス感染症発生時における対応の具体例】

- ・大規模な接種が必要となることを想定し、総合体育館メインアリーナ及び中央文化センターホールを集団的接種会場とした際のシミュレーションを実施した。
- ・市医師会と協議を行い、個別接種を中心とした接種体制の構築を行った。

第 3 節 対応期

3-1 ワクチンや必要な資材の供給

- ① 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握を行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ② 市は、国からの要請を受けて、ワクチンについて、各市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- ③ 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、都が行う聴取や調査に協力し、都の求めに応じ都内間の融通等に協力する。

なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。

- ④ 市は、厚生労働省からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、都を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。【福祉部】

3-2-1 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。また南多摩保健所管内の日野市、多摩市と十分な情報交換及び連携を図り、接種を進める。【福祉部】

3-2-2 特定接種

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に本人の同意を得て特定接種を行う。【総務部・福祉部・消防本部・市立病院】



▲ 新型コロナワクチンの特定接種

3-2-3 住民接種

- ① 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ② 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- ③ 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- ④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において

掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図る。

また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。
- ⑥ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の高齢福祉課や障害福祉課等、市医師会や医療機関等と連携し、接種体制を確保する。【総務部・福祉部】

3-2-4 接種に関する情報提供・共有

- ① 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国や都に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- ② 市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。
- ③ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等で接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知することとする。

なお、スマートフォン等により情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。【福祉部】

3-2-5 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、医療機関の接種体制を拡充するほか、必要に応じて公共施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。増設の検討にあたっては、平日の日中に接種することが困難な者も想定し、土日や夜間での接種体制も必要に応じて考慮する。また、接種会場での接種が困難な高齢者施設等の入所者等が接種を受けられるよう、高齢福祉課等や市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。【福祉部】

【新型コロナウイルス感染症発生時における対応の具体例】

- ・市内全体の接種を加速化させるため、市内医療機関協力の下、大規模な接種が可能な実施会場を設置した。運営にあたっては、交通手段や会場の導線などを整備するため、会場への無料送迎バスの運行や誘導人員の配置などを行った。
- ・平日の日中に接種することが困難な者への対応として、土日や夜間での接種を実施した。

3-2-6 接種記録の管理

国、都及び市区町村は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。【福祉部】

3-3 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき手当等の給付が行われる。なお、給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市とする。
- ③ 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。【福祉部】

3-4 情報提供・共有

- ① 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国や都が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。
- ② 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行う。
- ③ パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。【総務部・福祉部】

【新型コロナウイルス感染症発生時における対応の具体例】

- ・市民へのワクチン接種が開始される時期に、市長自ら出演した動画を制作し、ワクチン接種の概要や接種の進め方、予約の取り方などについて発信した。
- ・市医師会長や市に縁のあるスポーツチーム・選手とのコラボレーションにより動画を制作し、予防接種の有効性や安全性等に関する情報やメッセージを若い世代に発信した。また、動画の内容をまとめたチラシを作成し、児童・生徒及び保護者向けに配布し、ワクチン接種の普及・啓発を実施した。

- ・市広報紙は情報の速報性に欠けることから、新型コロナワクチンの最新の接種状況や有効性・安全性などの正確な情報をまとめたチラシを適宜作成し、市広報紙と併配することで全戸配布を実施した。(作成から納品までに要した期間は1週間程度であり、速報性を高めた。)

3-5-1 特定接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。【総務部・福祉部・消防本部・市立病院】

3-5-2 住民接種に係る対応

- ① 市は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。
- ② 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
 - a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ③ これらを踏まえ、広報に当たって、市は、次のような点に留意する。
 - a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。
 - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。
 - c 接種の時期、方法など、国民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。【福祉部】

【新型コロナウイルス感染症発生時における対応の具体例】

- ・住民からの問い合わせ対応として、外部委託したコールセンターでの対応のほか、市役所庁舎内に電話受付及び来庁者相談窓口をそれぞれ設置し、第二種会計年度任用職員を配置することで、住民からの相談に対応した。
- ・初回接種（1・2回目接種）の予約にあっては、2回分のセット予約とし、適切な接種間隔による接種の機会を逃すことがないよう配慮した。また、2回目に接種できなかった方専用の予約枠も設け、接種が完了できるよう対応した。

第5章 医療

第1節 準備期

1-1 基本的な医療提供体制

- ① 新型インフルエンザ等が発生した場合は、患者数の増大が予想されるため、地域の医療資源（医療人材や病床等）には限界があることを踏まえつつ、平時においては都と医療機関等との間で締結される医療措置協定（感染症法第36条の3第1項に規定する協定で、病床確保を行う協定締結医療機関、発熱外来を行う協定締結医療機関、自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関等）の締結状況を踏まえ、市では有事における新型インフルエンザ等に対する医療提供体制を把握しておく。【福祉部】
- ② 新型インフルエンザ等感染症患者の移送は、発生した感染症の重篤性、感染力及び感染経路等を勘案して適切な移送方法によることとし、発生時に円滑な移送が可能となるよう、体制整備を実施する。【消防本部】

1-2 病床確保を行う協定締結医療機関

病床確保を行う協定締結医療機関は、感染症法第36条の2第1項第1号に規定する措置を内容とする協定を締結した医療機関で、感染症法第6条第16項に規定する第一種協定指定医療機関のことである。

稲城市内において、病床確保を行う協定締結医療機関は、平時に都と締結した協定に基づき、有事の際には、都からの要請に応じて、病床を確保し、入院医療を提供する。新型インフルエンザ等の流行初期（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表から約3か月を想定。以下この章において同じ。）においては、流行初期医療確保措置（※）の対象となる協定締結医療機関（以下「流行初期医療確保措置協定締結医療機関」という。）が対応を行い、その後順次その他の協定締結医療機関も対応を行うこととなっている。

※ 感染症法第36条の9第1項に基づく、感染症の流行初期に病床確保や発熱外来を行う協定締結医療機関に対して、補助金・診療報酬が充実するまでの一定期間、感染症の流行前と同水準の収入を補償する措置（病床確保を行う協定締結医療機関は外来も含めた診療報酬収入を補償、発熱外来のみを行う協定締結医療機関は外来分の診療報酬収入を補償）

1-3 発熱外来を行う協定締結医療機関

発熱外来を行う協定締結医療機関は、感染症法第36条の2第1項第2号に規定する措置を内容とする協定を締結した医療機関で、感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関のことである。

稲城市内において、発熱外来を行う協定締結医療機関は、平時に都と締結した協定に基

づき、有事の際には、都からの要請に応じて、全国的に検査の実施環境が整備される中で、発熱患者等専用の診察室（時間的・空間的分離を行い、プレハブ、簡易テント、駐車場等で診療する場合を含む。）を設けた上で、あらかじめ発熱患者等の対応時間帯等の情報を市民に周知し、又は地域の医療機関等と共有して、発熱患者等を受け入れる体制を構築する。新型インフルエンザ等の流行初期においては、流行初期医療確保措置協定締結医療機関が対応を行い、その後順次その他の協定締結医療機関も対応を行うこととなっている。

1－4 自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関

自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関は、感染症法第36条の2第1項第3号に規定する措置を内容とする協定を締結した医療機関で、感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関のことである。

稲城市内において、自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関は、平時に都と締結した協定に基づき、有事の際には、都からの要請に応じて、病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所において、自宅療養者、宿泊療養者及び高齢者施設等における療養者に対して、往診や電話・オンライン診療等、処方薬の配送・服薬指導、訪問看護等を行うこととなっている。

第2節 初動期

2－1 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する知見の共有等

市は、国や都、南多摩保健所から提供された新型インフルエンザ等の発生状況、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を含む診断・治療に関する情報等を医療機関、消防機関、高齢者施設等に周知する。【福祉部】

2－2 医療提供体制の確保等

- ① 市は都や南多摩保健所と協力し、地域の医療提供体制の確保状況を常に把握するとともに、市内の医療機関や市民に対して、感染したおそれのある者については、南多摩保健所や感染症指定医療機関等を案内する都の相談センター及び受診の手順等を分かりやすく市民に周知する。【福祉部】
- ② 市は、準備期に構築した体制により、適切に新型インフルエンザ等感染症患者の移送を実施する。【消防本部】

第3節 対応期

3-1 適切な医療受診に向けた市民等への呼び掛け等

市は、都や南多摩保健所と協力し、地域の医療提供体制に関する情報や、相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等、医療機関への受診方法等について市民等に周知する。**【福祉部】**

3-2 時期に応じた医療提供体制の構築

- ① 流行初期には、都は、都内の感染状況を踏まえ、必要に応じて、流行初期医療確保措置協定締結医療機関に対して、患者に適切な入院医療及び外来医療を提供する体制を確保するよう要請することになる。流行初期医療確保措置協定締結医療機関は、都と締結した協定（感染症法第36条の3）に基づき、都からの要請に応じて、病床確保又は発熱外来における医療提供等を行うことから、市はそれらの支援を行うため、医療機関から、感染症対策物資が不足する旨の訴えがあった場合には、市対策本部の協議を経て、備蓄しているものから順次配布を行う。
- ② 流行初期以降、協定締結医療機関は、都と締結した協定（感染症法第36条の3）に基づき、都からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供等を行うため、市では都や南多摩保健所と連携し、その支援及び周知を行う。
- ③ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期には、都は、協定に基づき措置を講ずる協定締結医療機関を減らす一方、変異株の出現等により、感染が再拡大した場合又はそのおそれがある場合は、協定に基づき措置を講ずる協定締結医療機関を増やす等、必要な対策を実施することとなる。また都は、必要に応じて、相談センターにおいて、発熱外来を案内する仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに移行するため、市では都や南多摩保健所と連携し、それらの周知を行う。
- ④ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期には、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることとなる。都は、国の示す方針に基づき、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療提供体制に段階的に移行するため、市は、都や南多摩保健所と連携し、それらの周知及び移行の支援を行う。**【福祉部】**
- ⑤ 市は、これらの期間、引き続き、感染動向や患者の状況に応じ、適切に移送を実施する。**【消防本部】**

第6章 検査

第1節 準備期

1-1 検査体制の整備

市は、感染症のまん延に備え、都や南多摩保健所、市医師会等の関係機関と必要な調整等を通じ、連携を強化するとともに、検査体制・方針等について体制の整備に努める。【福祉部・消防本部・市立病院】

第2節 初動期

2-1 検査体制の始動

- ① 市は、都や南多摩保健所、市医師会等と連携し、必要に応じて検査体制を整える。また、必要な人員について手配する。【総務部・福祉部・消防本部・市立病院】
- ② 市は、職員が検査業務に従事することによる心理的不安に対して、メンタルヘルス対策を講ずる。【総務部】

第3節 対応期

3-1 検査体制の拡充

市は、都や南多摩保健所、市医師会や医療機関等と連携し、検査体制の充実・強化を図る。また必要に応じて、都の検査措置協定を締結している民間検査機関等とも連携を行う。【総務部・福祉部・消防本部・市立病院】

【新型コロナウイルス感染症発生時における対応の具体例】

次のように段階的に体制整備を拡充した。

- ① 市医師会と協議し、ドライブスルー式 PCR センターを開設することで数十人規模の検査体制を整えた。
- ② 1日の陽性者が900人程度になると、市内医療機関がひっ迫し、市 PCR センターの開設を市医師会及び医療機関から市に求められたため、大規模な検査会場の開設が必要となった。
- ③ 受託医療機関との調整の結果、市役所前いこいの広場にて、市 PCR センターの開設に至り、最終的には数百人規模の検査体制を整えた。
- ④ 市医師会の求めに応じ、市 PCR センターで解熱剤等の薬を、その場で渡せる体制を整えた。
- ⑤ 感染拡大のピーク時に、市 PCR センターで薬を渡しきれない事態となった場合、

市医師会へのメール申し込みにより医師が薬を処方し、薬剤師が自宅に配達する市独自の仕組みを確立した。

- ⑥ これらの取組を通じて、検査が必要な方が適切に検査を受けられる PCR センターの仕組みを確立したことで、市内医療機関のひっ迫状態は緩和した。結果的に、地域医療を守り、市民の安全と安心を確保することに成功した。



▲【市立病院】PCR検査体制の構築（例）



▲【市役所本庁】PCR検査体制の構築（例）

第7章 保健

第1節 準備期

1-1 関係機関との連携体制の構築

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から南多摩保健所との連絡会や研修を通じて連携する。また、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。なお、南多摩保健所と必要に応じた協力を行う。【福祉部、消防本部】

第2節 初動期

市は感染症対策の広域的な調整役を担う南多摩保健所を通じて、医療提供体制の把握、関係機関への技術的助言、感染症の発生動向等に関する情報を必要に応じて収集する。また、市は、同保健所との連携を一層強化し、必要な情報の共有と円滑な対応に努める。

2-1 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

初動期は市民が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。市は、南多摩保健所や消防本部、医療機関からの情報を基に、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、感染拡大のリスクの低減に取り組む。また、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の対策について、住民の理解を深めるため、分かりやすい情報提供・共有を行う。【福祉部、子ども福祉部】

第3節 対応期

3-1 健康観察及び生活支援

- ① 市は、都が実施する健康観察に必要なに応じて協力する。
- ② 市は、都から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、都が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に必要なに応じて協力するとともに、その配送にあっては、業者に委託するなど円滑に事業を進めることができるよう適切な整備を行う。【福祉部】

【新型コロナウイルス感染症発生時における対応の具体例】

- ・感染拡大のピーク時は、都による食事等の配送に3日～1週間程度の遅れが生じたため、都からの要請に応じ、遅延した分の食事等を市で購入し配送した。

- ・食事等の配送については、電話で申請を受け付けていたが、途中よりオンライン申請に切り替えた。
- ・最初は市職員が患者宅の玄関先に配送していたが、市内事業者への業務委託に切り替えた。
- ・市からの提供品目
（レトルトご飯、レトルトおかゆ、魚等の缶詰、果物の缶詰、ゼリー、ふりかけ、スポーツドリンク、カップ麺、トイレットペーパー、生理用品）



▲市からの提供品目（例）

第8章 物資

第1節 準備期

1-1 感染症対策物資等の備蓄

- ① 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と兼ねる。【福祉部・消防本部】

- ② 市は新型インフルエンザ等の医療従事者のための感染症対策用の個人防護具等の備蓄を進める。この備蓄は災害用と兼ねる。【福祉部】
- ③ 市は、国及び都からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具等の備蓄を進める。【消防本部】
- ④ 市は、新型インフルエンザ等の発生に伴い必要となる感染症対策物資等の調達および国や都から支給される物資等の保管場所の確保を行う。【福祉部・消防本部】
- ⑤ 市は、社会福祉施設に対して、可能な限り必要な感染症対策物資等の備蓄に努めるよう呼び掛ける。【福祉部・子ども福祉部】

第2節 初動期

2-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認と円滑な供給に向けた準備

都が、協定締結医療機関に対して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認するよう要請するのに伴い、市ではそれらの医療機関から物資が不足する旨の相談があった際には、市危機管理対策本部に報告するとともに、必要な手指消毒液や個人防護具等を供出する準備を行う。【福祉部】

第3節 対応期

3-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認と円滑な供給に向けた準備

市は、医療機関から物資が不足する旨の相談があった際には、市対策本部で協議を行い、必要な個人防護具の供出を行う。また、物資が不足する場合には、都や南多摩保健所、他の地方公共団体と互いに物資を融通する等、相互に協力するように調整に努める（特措法第51条）。【福祉部】

第9章 住民の生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

1-1 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部署間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。【総務部・福祉部】

1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。

その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象者に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。【企画部・総務部・福祉部】

1-3 物資及び資材の備蓄

- ① 市は、市行動計画に基づき、第8章第1節（「物資」における準備期）で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と兼ねる。【消防本部】

- ② 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。【産業文化スポーツ部・福祉部・子ども福祉部・教育部・消防本部】

1-4 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、介護を要する高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援等について、都と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく（新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21～23「(参考) 要配慮者への対応」を参照）。【福祉部】

1-5 火葬体制の構築

市は、都の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。【市民部】

第2節 初動期

2-1 遺体の火葬・安置

市は、都を通じた国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。【市民部】

第3節 対応期

3-1 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応、救急要請に関する相談等）を講ずる。【福祉部・子ども福祉部・教育部・消防本部】

3-1-2 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、介護を要する高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援等を行う。【福祉部】

3-1-3 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、国等から学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合、児童生徒に感染が確認された場合等は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。【教育部】

3-1-4 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民へ

の迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。【産業文化スポーツ部】

3—1—5 埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、都を通じた国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- ③ 市は、都の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市区町村に対して広域火葬の応援・協力をを行う。
- ④ 市は、都を通じた国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ⑤ あわせて市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、都から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市区町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。【市民部】

3—1—6 生活の安定の確保のための支援

市は、国、都及び市の支援策等について、一元的にかつ適切な方法を用いて住民への周知を図る。【総務部】

3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために、必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。【企画部、産業文化スポーツ部】

3-2-2 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

市は、水道事業者、水道用水供給事業者に対し、新型インフルエンザ等緊急事態において、各行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずるよう要請する。【総務部】

【用語解説】

(五十音順)

用語	内容
医療計画	医療法第30条の4第1項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者
患者等	患者及び感染したおそれのある者
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態
感染症指定医療機関	本行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、个人防护具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの
市業務継続計画（BCP）	稲城市新型インフルエンザ等対策業務継続計画は、不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急

	速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
検査等措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具
酸素飽和度	血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合
指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 本行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。

新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口
双方向のコミュニケーション	医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、市による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、社会機能の維持に不可欠な業務に従事する方々（医療従事者や公務員など）に対して臨時に行う予防接種のこと。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器
フレイル	身体性ぜい弱性のみならず精神・心理的ぜい弱性や社会的ぜい弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン
要配慮者	① 高齢、障害、疾病等の理由により、介護ヘルパー等の支援がなければ、日常生活が非常に困難な世帯の者 ② 高齢、障害、疾病等の理由により、支援がなければ市等からの情報を正しく理解することができず、感染予防や感染等の対応が困難な世帯の者。 ③ その他、要配慮者として認められる事情を有する者
リスクコミュ	個人、機関、集団間での情報や意見のやり取りを通じて、リスク情

ニケーション	報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念
--------	--